

令和6年度

国民健康保険事業状況

岡山県

ま え が き

国民健康保険は、制度創設以降半世紀にわたり、国民皆保険を支えるものとして、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしてきましたが、高齢化の進展等に伴い、被保険者の年齢構成や低所得者の加入割合の増加などの構造的な問題を抱えており、国において安定的な制度運営に向けた検討が行われてきたところです。

このような状況のもと、持続可能な制度の構築を目指して、平成30年度から県も新たに保険者に加わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を担う新たな国民健康保険制度が始まり8年が経過しましたが、これまで大きな混乱もなく円滑に運営されています。

この度、令和6年度の国民健康保険事業状況報告書(事業年報)に基づき、県内27市町村と3国民健康保険組合の事業実績を集計・分析し、取りまとめましたので、今後の事業運営に活用いただければ幸いです。

終わりに、本書の作成にあたり御協力いただいた各保険者及び関係機関の方々に厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長

安井 誠一

用語の解説

この資料で使われている主な用語等を説明すると次のとおりである。

1 国民健康保険の保険者

国民健康保険の保険者は、平成29年度までは、市町村及び国民健康保険組合である。なお、平成30年度から都道府県も保険者となっている。

2 国民健康保険の被保険者

国民健康保険は健康保険等の職域保険に加入している者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く全ての者を対象とした地域保険である。

国民健康保険の被保険者は一般被保険者と退職被保険者等に区分される。

40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者を「**介護保険第2号被保険者**」、療養の給付を受ける者が6歳に達する日以降の最初の3月31日以前に給付を受けた場合にその者を「**未就学児**」、65歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合にその者を「**前期高齢者**」、70歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合で一定以上所得のない者を「**70歳以上一般**」、70歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合で一定以上所得のある者を「**70歳以上現役並み所得者**」と表記している場合がある。

3 年間平均被保険者（世帯）数

各月末における被保険者（世帯）数の前年度3月から当該年度2月まで（国保組合においては4月から3月まで）の合計を12で除した数。

4 療養の給付等

被保険者の疾病又は負傷に対して、保険医療機関又は保険薬局から直接に診療・調剤等の現物をもって給付することをいう。保険者は当該療養の給付等に要する費用額のうち被保険者が保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金等を除いたものを保険医療機関等に支払う。

5 療養費

療養の給付等を行うことが困難な場合、被保険者が被保険者証を提出しないで診療等を受けたことが緊急その他やむを得ない場合等において、事後に被保険者の請求に基づき現金で支払う場合の給付をいう。

6 療養諸費

療養の給付等の額と療養費等の額を合計したものをいう。

7 受診率

年間受診件数（レセプト枚数）を年間平均被保険者数で除して得た数に100を乗じて得た数。（被保険者100人当たり年間平均受診件数）

8 一人当たり医療費・保険料（税）

一人当たり医療費は、療養諸費費用額を年間平均被保険者数で除して得た額。また、一人当たり保険料（税）調定額は、保険料（税）調定額を年間平均被保険者数で除して得た額。

9 国保診療施設の規模

- ・ 甲…出張診療所
- ・ 乙…5床以下の常設診療所
- ・ 丙…6床以上19床以下の常設診療所
- ・ 丁…病院（20床以上）

目 次

I	国民健康保険事業概況	1
II	年 報	2 2
III	国民健康保険事業状況報告書統計表	
	第1・2票 保険料（税）（現年分）収納率・月別一般状況	4 0
	第3表 月別保険給付状況	4 1
	第4表 保険者別一般状況	4 2
	第5表 保険者別収支状況	4 5
	第6表 保険者別保険料（税）収納状況	5 3
	第7表 保険者別保険給付等支払状況	5 4
	第8表 保険者別保険給付状況	5 6
	第9表 保険者別診療費諸率	6 3
	第10表 保険者別保険料（税）賦課徴収状況	6 4
	第11表 一人当たり医療費順位・一人当たり保険料（税）調定額順位	7 3
IV	国民健康保険診療施設事業状況	
	第12表 保険者別診療施設一般状況	7 4